

鷹巣出張所ニュース

第116号 平成26年8月4日発行
能代河川国道事務所 鷹巣出張所
北秋田市綴子字柳中9-1
☎0186-62-1226

刈草の無償提供（夏季）を行いました

鷹巣出張所では、堤防を健全な状態に維持・管理していくことを目的に、米代川沿川の堤防除草を行っています。

堤防除草の刈草の有効利用を目的に、平成22年度から畜産農家等の希望者に刈草を無償で提供してきておりますが、平成26年度の1回目（夏季）は、鷹巣出張所管内において9名の方に約1,000個のロールを配布しました。

2回目（秋期）の配布の応募受付は、9月中旬を予定しています。



▲堤防の除草状況



▲刈草ロールの製作状況

【堤防除草の主な目的】

- 堤防に雑草が繁茂した状態のままでは、野芝等の植物が死滅し裸地化することで堤防の表面が弱くなり、降雨や洪水で堤防が浸食されてしまいます。これを防ぐため、雑草の背丈が伸びない時期から除草を行います。
- 除草後の堤防斜面の状態を確認し、「崩れ、亀裂、漏水、モグラ穴等」があれば早期に発見でき、正常な状態に補修することで洪水に備えます。
- 植物の繁茂による死角を無くすことで、不法投棄などの犯罪の温床の場になることが抑止されます。

